金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)

第百十七条 法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は 一十七 通貨関連デリバティブ取引(第百二十三条第一項第二十一 (禁止行為 当するものを含む。 取引所若しくは金融商品取引清算機関(外国におけるこれらに相 リバティブ取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く 第十条第一項第二十四号ロ⑴に掲げる要件に該当する業務執行組 号の二に規定する通貨関連デリバティブ取引をいい、決済のため 次に掲げる行為とする。 合員等(同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。 十項までにおいて同じ。)に係る契約を締結する時において顧客 に行うものを除く。以下この号、 て同じ。)が証拠金等預託先 下この号において同じ。)が業務執行組合員等として通貨関連)に限る。以下この号、次号及び第六項から第九項までにおい (個人(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令 に預託した証拠金等 次号及び第三項から第五項までにおいて同じ。)の額 (略))をいう。 改 (委託証拠金その他の保証金をいう。以 正 (金融商品取引業者等又は金融商品 以下この号及び次号において同じ 次号、 案 第四項及び第六項から第 以 デ 第百十七条 法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は 二十七 通貨関連デリバティブ取引 (第百二十三条第一項第二十 ~二十六 (禁止行為) 。)に限る。以下この号、次号及び第六項から第九項までにお 号及び第三項から第五項までにおいて同じ。 当するものを含む。 取引所若しくは金融商品取引清算機関 リバティブ取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く 十項までにおいて同じ。)に係る契約を締結する時において顧客 に行うものを除く。以下この号、 号の二に規定する通貨関連デリバティブ取引をいい、決済のため 次に掲げる行為とする て同じ。)が証拠金等預託先 下この号において同じ。)が業務執行組合員等として通貨関連デ 合員等(同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。 第十条第一項第二十四号ロ⑴に掲げる要件に該当する業務執行組)に預託した証拠金等(委託証拠金その他の保証金をいう。 (個人(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令 (略))をいう。 現 (金融商品取引業者等又は金融商品 以下この号及び次号において同じ 次号、 行 (外国におけるこれらに相 第四項及び第六項から第 の額に当該通貨関 同

<u>-</u> + が行っている非通貨関連デリバ 当該顧客の承諾を得ている場合に限る。 規定する方法に準ずる方法 商品取引清算機関の業務方法書 定する業務規程をいう。 を開設する金融商品取引所の業務規程 る損失の額及び当該顧客が非通貨関連デリバティブ取引に係る契 貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとな に生ずることとなる利益の額を加え、 た非通貨関連デリバティブ取引に係る証拠金等の額に、 に限る。 という。 通貨関連デリバティブ取引に係る証拠金等及び通貨関連デリバテ 定する業務方法書をいう。 に基づく債務を、 ィブ取引以外のデリバ (当該通貨関連デリバティブ取引が行われる取引所金融商品市場 項第二十 一号の二において同じ。 他方から補足する旨の定めがある場合 項第二十 て顧客の書面又は第五十七条の三 号の二において同じ。)に係る証拠金等について、)にあっては、 号の二において同じ。 号の二において 引受け、 ティブ取引 当該顧客が当該証拠金等預託先に預託し 以下この号及び第百二十三条第 以下この号及び第百二十三条第 更改その他の方法により負担する金融 (令第十五条の二十三の規定に準じて 及び当該通貨関連デリバティブ取 におい ティブ取引を決済した場合に顧客 (法第百五十六条の七第一項に規 「非通貨関連 (以下この号及び第百二 当 による同意を得て て (法第百十七条第 第 方に不足を生じた場合に 「該顧客が行っている非通 次号及び第百二十三条第 同 (当該補足を行うこと 項各号及び第二 デリバティブ取引」 の顧客が預託した 当該顧 いる場合 一項第二 一十三条 項に規 一項に 項

証拠金等預託先に預託させることなく、当該契約を継続する行為とする場合に、当該契約の締結後直ちに当該顧客にその不足額を第六項において「実預託額」という。)が約定時必要預託額に不合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額(同号及び益の額を加え、又は当該通貨関連デリバティブ取引を決済した場連デリバティブ取引を決済した場

となく、当該契約を継続する行為 となく、当該契約を継続する方法に基づき算出方法として業務規程又は業務約を継続するために必要な額の算出方法として業務規程又は業務約を継続するために必要な額の算出方法として業務規程又は業務約を継続するために必要な額の算出方法として業務規程又は業務約を継続するために必要な額の算出方法として業務規程又は業務約を継続するために必要な額の算出方法として業務規程又は業務約を継続するために必要な額の算出方法として業務規程又は業務約を継続するために必要な額の算出方法として業務規程又は業務約を継続するために必要な額の算出方法として業務規程又は業務約を継続するために必要な額の算出方法として業務規程又は業務約を継続するために必要な額の算出方法として業務規程又は業務約を継続するために必要な額の算出方法として業務規程又は業務約を継続する行為

一十八 その営業日ごとの一定の時刻における通貨関連デリバティ 託先に預託させることなく、 を加えた額。 実預託額に当該非通貨関連デリバティブ取引損益額の絶対値の額 関連デリバティブ取引損益額が零を下回るときにあっては、 る方法に準ずる方法による同意を得ている場合において、 る契約を継続する行為 通貨関連デリバティブ取引に係る顧客にその不足額を証拠金等預 て顧客の書面又は第五十七条の三 ブ取引に係る証拠金等の実預託額)が維持必要預託額に不足する場合に速やかに当該 (前号に掲げる行為を除く。) 当該通貨関連デリバティブ取引に係 第 (前号の補足を行うことについ 項各号及び第一 一項に規定す 非通貨 当該

> バティブ取引に係る契約を継続する行為(前号に掲げる行為を除 だ額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該通貨関連デリ を額を証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足する場 ブ取引に係る証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足する場 二十八 その営業日ごとの一定の時刻における通貨関連デリバティ

-32 (略) 二十九~四十 (略

2 \ 32

略

一十九~四十

おそれがあるもの)(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる

、次に掲げる状況とする。第百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は

~二十一 (略)

-十 -の 二 において同じ。 する業務執行組合員等(同項第二十三号に規定する業務執行組合 関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当 ティブ取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取 該顧客との間であらかじめ約した計算方法 合における当該業務執行組合員等を除く。)に限る。 して通貨関連デリバティブ取引 員等をいう。 機関の業務方法書におい 引所の業務規程及び当該通貨関連デリバティブ取引に基づく債務 ブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額が、 ィブ取引をいう。以下この号及び次号において同じ。)を行う場 ティブ取引に係る証拠金等 以下この号において同じ。 通貨関連店頭デリバティブ取引又は通貨関連外国市場デリバテ 引受け 顧客 以下この号において同じ。)が業務執行組合員等と 更改その)がその計算において行った通貨関連デリバティ (個人(金融商品取引法第二条に規定する定義に 他の方法により負担する金融商品取引清算 同 (委託 及び非通貨関連デリバティブ取引 (通貨関連市場デリバティブ取引 0 顧客が預託した通貨関連デリ 証拠金その他の保証 (当該通貨関連デリバ 以下この号 当

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる

おそれがあるもの)

、次に掲げる状況とする。第百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は

√二十一 (略)

関する内閣府令第十条第一項第二 管理体制を整備していない状況 該顧客との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に において同じ。)がその計算において行った通貨関連デリバティ 員等をいう。以下この号において同じ。)が業務執行組合員等と する業務執行組合員等 次号において「ロスカット取引」 達する場合に行うこととする通貨関連デリバティブ取引の決済 ブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額が、 合における当該業務執行組合員等を除く。)に限る。 して通貨関連デリバティブ取引 ィブ取引をいう。以下この号及び次号において同じ。)を行う場 通貨関連店頭デリバティブ取引又は通貨関連外国市場デリバテ 顧客 (個人(金融商品取引法第二条に規定する定義に (同項第二十三号に規定する業務執行組 (通貨関連市場デリバティブ取引 一十四号ロ⑴に掲げる要件に該当 という。)を行うための十分な 以下この号 当

に係る証拠金等について、一方に不足を生じた場合には、他方から補足する旨の定めがある場合(当該補足を行うことについて顧法に準ずる方法による同意を得ている場合に限る。)にあっては場合に行うこととする通貨関連デリバティブ取引の決済(次号において「ロスカット取引」という。)を行うための十分な管理体制を整備していない状況

2 二十一の三〜三十

2 \ 11

(略)